

○群馬県文化財保護条例施行規則

令和二年三月三十一日規則第四十五号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 有形文化財

 第一節 県指定重要文化財（第三条―第十三条）

 第二節 県登録有形文化財（第十三条の二―第十三条の十一）

第三章 無形文化財

 第一節 県指定重要無形文化財（第十四条―第十七条）

 第二節 県登録無形文化財（第十七条の二―第十七条の五）

第四章 民俗文化財

 第一節 県指定重要有形民俗文化財及び県指定重要無形民俗文化財（第十八条・第十九条）

 第二節 県登録有形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財（第十九条の二―第十九条の四）

第五章 記念物

 第一節 県指定史跡名勝天然記念物（第二十条―第二十四条）

 第二節 県登録記念物（第二十四条の二―第二十四条の六）

第六章 県選定保存技術（第二十五条）

第七章 埋蔵文化財（第二十六条―第二十九条）

第八章 雑則（第三十条・第三十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県文化財保護条例（昭和五十一年群馬県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この規則の本則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第二章 有形文化財

第一節 県指定重要文化財

（指定の申請）

第三条 条例第四条第一項の規定による県指定重要文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書（別記様式第二号）を添えて、知事に申請しなければならない。

（指定書）

第四条 条例第四条第六項に規定する指定書は、別記様式第三号のとおりとする。

（指定書の再交付）

第五条 指定書の交付を受けた者は、当該指定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書（別記様式第四号）を知事に提出し、指定書の再交付を受けなければならない。

2 亡失し、又は盗み取られたことにより指定書の再交付を受けた者は、当該亡失し、又は盗み取られた指定書を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該指定書を知事に返付しなければならない。

（管理責任者選任等の届出）

第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任等届（別記様式第五号）によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第七条 条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は所有者変更届（別記様式第六号）によるものとし、同条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は所有者氏名等変更届（別記様式第七号）によるものとする。

（滅失等の届出）

第八条 条例第十一条の規定による滅失、毀損、亡失等の届出は、滅失等届（別記様式第八号）によるものとする。

（所在場所変更の届出）

第九条 条例第十二条の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届（別記様式第九号）によるものとする。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第十条 条例第十二条ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第十五条第一項の規定による補助金を受けて管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十七条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十八条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第十九条第一項又は第二項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 条例第十二条の規定による届出を行って所在の場所を変更した後又は前各号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

2 条例第十二条ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

（現状変更等の許可申請等）

第十一条 条例第十七条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為

(以下「現状変更等」という。)の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書(別記様式第十号)を当該現状変更等をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届(別記様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十二条 条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県指定重要文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該県指定重要文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。
- 二 県指定重要文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため、応急の措置を執るとき。

(修理の届出)

第十三条 条例第十八条第一項の規定による修理の届出は、修理届(別記様式第十二号)によるものとする。

第二節 県登録有形文化財

(登録の申請)

第十三条の二 条例第二十二条の二第一項の規定による県登録有形文化財の登録を受けようとする者は、別記様式第十二号の二による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書(別記様式第十二号の三)を添えて、知事に申請しなければならない。

(登録証)

第十三条の三 条例第二十二条の二第七項に規定する登録証(以下「登録証」という。)は、別記様式第十二号の四のとおりとする。

(登録証の再交付)

第十三条の四 登録証の交付を受けた者は、当該登録証を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、登録証等再交付申請書(別記様式第十二号の五)を知事に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

- 2 亡失し、又は盗み取られたことにより登録証の再交付を受けた者は、当該亡失し、又は盗み取られた登録証を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該登録証を知事に返付しなければならない。

(管理責任者選任等の届出)

第十三条の五 条例第二十二条の四第四項において準用する条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、管理責任者選任等届(別記様式第十二号の六)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第十三条の六 条例第二十二条の四第四項において準用する条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は、所有者変更届(別記様式第十二号の七)によるも

のとし、条例第二十二條の四第四項において準用する条例第七條第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、所有者氏名等変更届（別記様式第十二号の八）によるものとする。

（滅失等の届出）

第十三條の七 条例第二十二條の五の規定による滅失、毀損、亡失等の届出は、滅失等届（別記様式第十二号の九）によるものとする。

（所在場所変更の届出）

第十三條の八 条例第二十二條の六の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届（別記様式第十二号の十）によるものとする。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第十三條の九 条例第二十二條の六ただし書の規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第二十二條の八第一項の規定による届出に基づいてする現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 条例第二十二條の六の規定による届出を行って所在の場所を変更した後又は前号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
- 三 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。
- 四 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 条例第二十二條の六ただし書の規則で定める所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない理由がある場合とする。

（現状変更の届出）

第十三條の十 条例第二十二條の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届（別記様式第十二号の十一）を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（維持の措置の範囲）

第十三條の十一 条例第二十二條の八第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県登録有形文化財が建造物である場合にあつては、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下であるとき（移築の場合を除く。）。
- 二 県登録有形文化財が建造物以外のものである場合にあつては、当該県登録有形文化財が毀損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該県登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

三 県登録有形文化財が毀損している又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため、応急の措置を執るとき。

第三章 無形文化財

第一節 県指定重要無形文化財

(指定の申請)

第十四条 条例第二十三条第一項の規定による県指定重要無形文化財の指定を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書により知事に申請しなければならない。

(認定書)

第十五条 知事は、条例第二十三条第二項の規定による県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定（同条第五項の規定による追加認定を含む。）をしたときは、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定書（別記様式第十四号）を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、当該認定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定書等再交付申請書を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

3 県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十四条第四項又は第六項の規定による通知を受けたとき、又は保持団体が解散したときは、速やかに、認定書を知事に返付しなければならない。

(保持者に関し届出を要する理由)

第十六条 条例第二十五条前段の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

一 保持者の芸名又は雅号の変更

二 保持者について、その保持する県指定重要無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障

(保持者氏名等変更の届出)

第十七条 条例第二十五条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、死亡又は前条の理由に該当したときの届出は、保持者氏名等変更届（別記様式第十五号）によるものとし、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更、構成員の異動又は解散の届出は、保持団体名称等変更届（別記様式第十六号）によるものとする。

第二節 県登録無形文化財

(登録の申請)

第十七条の二 条例第二十八条の二第一項の規定による県登録無形文化財の登録を受けようとする者は、別記様式第十六号の二による申請書により知事に申請しなければならない。

(認定書)

第十七条の三 知事は、条例第二十八条の二第三項の規定による県登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定（同条第六項の規定による追加認定を含む。）をしたときは、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体に認定書（別記様式第十六

号の三)を交付するものとする。

2 認定書の交付を受けた者は、当該認定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、登録証等再交付申請書を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

3 県登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者であった者は、条例第二十八条の三第四項又は第六項の規定による通知を受けたとき、又は保持団体が解散したときは、速やかに、認定書を知事に返付しなければならない。

(保持者に関し届出を要する理由)

第十七条の四 条例第二十八条の四前段の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

一 保持者の芸名又は雅号の変更

二 保持者について、その保持する県登録無形文化財の保存に影響を及ぼす程度の心身の故障

(保持者氏名等変更の届出)

第十七条の五 条例第二十八条の四の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、死亡又は前条の理由に該当したときの届出は、保持者氏名等変更届(別記様式第十六号の四)によるものとし、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更、構成員の異動又は解散の届出は、保持団体名称等変更届(別記様式第十六号の五)によるものとする。

第四章 民俗文化財

第一節 県指定重要有形民俗文化財及び県指定重要無形民俗文化財

(現状変更の届出)

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による現状変更等をしようとする者は、現状変更届(別記様式第十七号)を当該現状変更等をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

(準用規定)

第十九条 第三条から第十条まで及び第十三条の規定は、県指定重要有形民俗文化財について準用する。

2 第十四条の規定は、県指定重要無形民俗文化財について準用する。

第二節 県登録有形民俗文化財及び県登録無形民俗文化財

(現状変更の届出)

第十九条の二 条例第三十六条の二第三項において準用する条例第二十二条の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届(別記様式第十二号の十一)を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 第十三条の十第二項の規定は、前項の届出に係る事項の変更について準用する。

(現状変更の届出を要しない場合)

第十九条の三 条例第三十六条の二第三項において読み替えて準用する条例第二十二

条の八第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 県登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該県登録有形民俗文化財の現状変更を行うとき。
- 二 県登録有形民俗文化財が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため、応急の措置を執るとき。
- 三 非常災害のために必要な応急の措置を執るとき。
- 四 他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

(準用規定)

第十九条の四 第十三条の二から第十三条の九までの規定は、県登録有形民俗文化財について準用する。

2 第十七条の二の規定は、県登録無形民俗文化財について準用する。

第五章 記念物

第一節 県指定史跡名勝天然記念物

(指定の申請)

第二十条 条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、別記様式第十八号による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書を添えて、知事に申請しなければならない。

(標識等の設置基準等)

第二十一条 条例第四十条の規則で定める標識の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 材料は石とすること。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料とすることができること。
- 二 標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載すること。
 - イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称
 - ロ 群馬県知事の文字
 - ハ 指定年月日
 - ニ 標識の建設年月日

2 条例第四十条の規則で定める説明板の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載すること。
 - イ 群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物の別及びその名称
 - ロ 指定年月日
 - ハ 説明事項
 - ニ 保存上注意すべき事項
 - ホ その他所在、地番等参考となる事項
- 二 説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げること。ただし、地域の定め

がない場合その他特に地域を示す必要がない場合は、この限りでないこと。

- 3 条例第四十条の規則で定める境界標の設置の基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 石造又はコンクリート造の十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とすること。
 - 二 境界標の上面には指定地域の境界の方向を示す方向指示線を、側面には文化財境界及び群馬県の文字を彫ること。
- 4 前三項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設（次項において「標識等」という。）は、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な程度において、環境に調和するよう設置するものとする。
- 5 条例第四十条の規定による標識等を設置しようとする者は、当該標識等の設計仕様書、設計図（説明板の設置の場合は、その記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ知事に、その旨並びに当該工事及び終了の予定時期を報告しなければならない。

（土地の所在等の異動の届出）

第二十二條 条例第四十一条の規定による土地の所在、地番、地目又は地積の異動の届出は、土地の所在等異動届（別記様式第十九号）によるものとする。

（維持の措置の範囲）

第二十三條 条例第四十二条において準用する条例第十七条第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。
- 二 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置を執るとき。
- 三 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が不可能であることが明らかである場合において、当該部分を除去するとき。

（準用規定）

第二十四條 第六条から第八条まで、第十一条及び第十三条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第二節 県登録記念物

（登録の申請）

第二十四條の二 条例第四十二条の二第一項の規定による県登録記念物の登録を受けようとする者は、別記様式第十九号の二による申請書に、所有者及び権限に基づく占有者の同意書（別記様式第十二号の三）を添えて、知事に申請しなければならない。

（現状変更の届出）

第二十四條の三 条例第四十二条の三において準用する条例第二十二條の八第一項の規定による現状変更をしようとする者は、現状変更届（別記様式第十二号の十一）

を当該現状変更をしようとする日前三十日までに、知事に提出しなければならない。

2 第十三条の十第二項の規定は、前項の届出に係る事項の変更について準用する。
(維持の措置の範囲)

第二十四条の四 条例第四十二条の三において準用する条例第二十二条の八第二項の規則で定める維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 県登録記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県登録記念物をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。

二 県登録記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該毀損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。

三 県登録記念物の一部が毀損し、若しくは衰亡している場合又は毀損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十四条の五 条例第四十二条の三において準用する条例第四十一条の規定による土地の所在等の異動の届出は、土地の所在等異動届（別記様式第十九号の三）によるものとする。

(準用規定)

第二十四条の六 第十三条の五から第十三条の七までの規定は、県登録記念物について準用する。

第六章 県選定保存技術

(準用規定)

第二十五条 第十四条から第十七条までの規定は、県選定保存技術について準用する。

第七章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財評価委員会)

第二十六条 条例第四十五条の二に規定する報償金の額の決定その他出土した文化財（以下「出土品」という。）の評価を行うため、群馬県に群馬県埋蔵文化財評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 知事は、出土品の評価を行う必要が生じたときは、評価委員会に諮問しなければならない。

3 評価委員会は、当該出土品について専門知識を有する者をもって構成する。

4 前三項に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、知事が定める。

(譲与等)

第二十七条 条例第四十五条の三第一項の規定による譲与又は同条第二項の規定による譲与若しくは譲渡を受けようとする者は、別記様式第二十号により知事に申請しなければならない。

(土地の発掘に係る届出、指示、命令等)

第二十八条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）

第九十二条第一項に規定する調査のための発掘をしようとする者は、別記様式第二十一号により知事に届け出なければならない。

2 法第九十三条第一項又は第九十四条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘をしようとする場合は、別記様式第二十二号により届出又は通知を知事にしなければならない。

3 法第九十六条第一項又は第九十七条第一項に規定する新たな遺跡と認められるものを発見したときは、別記様式第二十三号により届出又は通知を知事にしなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、法第八十四条第一項第六号の規定により知事が行うこととなる事務について必要な事項は、知事が定める。

(埋蔵物の発見に係る届出等)

第二十九条 埋蔵物を発見した者は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定により当該埋蔵物を警察署長に提出しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により提出された埋蔵物が文化財と認められるときは、直ちに別記様式第二十四号により当該埋蔵物を知事に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の埋蔵物を鑑査し、文化財と認めるときは、別記様式第二十五号により警察署長及び発見者並びに土地所有者に通知するものとする。

第八章 雑則

(台帳)

第三十条 知事は、県指定の文化財及び県選定の保存技術について、必要な事項を記載した台帳を備えて置くものとする。

(指定等の基準)

第三十一条 条例及びこの規則の規定による指定、登録、認定及び選定の基準については、別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に群馬県文化財保護条例施行規則を廃止する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第十九号）による廃止前の群馬県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年群馬県教育委員会規則第十二号）の規定によりなされている申請、届出、交付その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、届出、交付その他の行為とみなす。

附 則（令和三年一月二十二日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年〇月〇日規則第〇号）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県文化財保護条例施行規則の規定により提

出されている書類は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
申請者
氏 名

群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）登録申請書

次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の登録を受けたいので申請します。

- 1 名称及び員数
- 2 所在の場所
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 占有者の氏名又は名称及び住所
- 5 寸法重量又は材質（建造物は、構造及び形式）
- 6 製作年代又は時代
- 7 製作者名
- 8 内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け）
- 9 現状及び今後の保存・活用方法
- 10 その他参考となる事項

添付書類

- 1 有形文化財又は有形民俗文化財の写真
- 2 有形文化財又は有形民俗文化財の図面 ※建築物、考古資料の場合必須
- 3 有形文化財又は有形民俗文化財の所在地や範囲を示す図面 ※建造物の場合必須
- 4 有形文化財又は有形民俗文化財について紹介した論文、研究調査書、調査書、修理歴等の写し
- 5 有形文化財又は有形民俗文化財の過去の写真
- 6 その他参考となる資料

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名

同意書

私の所有（占有）する下記の物件を群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）に登録することに同意します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 物件の所在地
- 3 登録する区域
- 4 その他参考となる事項

（表）

割印

群馬県登録有形文化財登録証
群馬県登録有形民俗文化財登録証

（登録年月日）

（記号番号）

（名称）

（員数）

（構造、形式及び大きさ又は寸法、重量、材質その他の特徴又は
内容を示す事項）

上記の文化財を群馬県文化財保護条例第22条の2第1項（第
36条の2第1項）の規定により群馬県文化財登録原簿に登録し
たことを証する。

年 月 日

群馬県知事

印

(裏)

所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	
文化財の所在場所	
交付又は再交付の年月日	

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

備考

次の場合には、群馬県文化財保護条例の規定により、登録証を添えて届け出なければならないこととなっています。

- 1 群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の所有者が変更したとき。
- 2 群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の所有者等がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 3 群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の所在の場所を変更しようとするとき。

別記様式第12号の5（規格A4）（第13条の4、第17条の3関係）

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
申請者
氏 名

登録証等再交付申請書

次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の登録証（又は群馬県登録無形文化財の認定書）を亡失した（盗み取られた・滅失した・毀損した）ので、再交付を申請します。

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録証（認定書）の記号番号
- 3 亡失等の年月日
- 4 亡失等の理由及び状況
- 5 その他参考となる事項

添付書類

事実を証するに足りる文書又は毀損した登録証（認定書）

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

管理責任者選任等届

次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）の管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日
- 3 所在の場所
- 4 管理責任者の氏名、住所、職業及び年齢
- 5 選任（解任）の年月日
- 6 選任（解任）の理由
- 7 その他参考となる事項

添付書類

選任の場合は、選任された者の承諾書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

所有者変更届

次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）の所有者が変更したので届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日
- 3 所在の場所
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

添付書類

群馬県登録有形文化財又は群馬県登録有形民俗文化財の場合は、登録証

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

所有者氏名等変更届

次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）の所有者（管理責任者）の氏名（名称・住所）に変更があったので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日
- 3 所在の場所
- 4 変更内容
変更前
変更後
- 5 変更の年月日
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

添付書類

群馬県登録有形文化財又は群馬県登録有形民俗文化財の場合は、登録証

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

滅失等届

次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）を滅失した（毀損した・亡失した・盗み取られた）ので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 滅失等の事実を知った年月日
- 6 滅失等の事実が生じた日時及び場所
- 7 滅失等の事実が生じた当時における管理の状況
- 8 滅失等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 9 その他参考となる事項

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

所在場所変更届

次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財）の所在の場所を変更したい（変更した）ので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日
- 3 変更内容
変更前の所在の場所
変更後の所在の場所
- 4 変更予定（変更）の年月日
- 5 変更の理由
- 6 現所在に戻す期日が明らかなきは、その予定年月日
- 7 その他参考となる事項

添付書類

登録証

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

現状変更届

次のとおり群馬県登録有形文化財（群馬県登録有形民俗文化財・群馬県登録記念物）の現状変更をしたいので、届け出ます。

- 1 名称及び員数
- 2 登録年月日
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 5 現状変更を必要とする理由
- 6 現状変更の内容及び方法
- 7 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 8 その他参考となる事項

添付書類

- 1 現状変更に係る設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更をしようとする箇所の写真
- 3 届出者が所有者（占有者）以外である場合は、所有者及び占有者の承諾書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
申請者
氏 名

群馬県登録無形文化財（群馬県登録無形民俗文化財）登録申請書

次のとおり群馬県登録無形文化財（群馬県登録無形民俗文化財）の登録を受けたいので申請します。

- 1 名称
- 2 所在の場所
- 3 保持者の氏名、生年月日及び芸名又は雅号
- 4 保持（保護）団体の名称、代表者の氏名及び所在地
- 5 技芸等の内容
- 6 使用する道具の概要
- 7 内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け）
- 8 現状及び今後の保存・活用方法
- 9 その他参考となる事項

添付書類

- 1 無形文化財又は無形民俗文化財の最近の実情を示す写真及び文献その他参考となる資料
- 2 無形文化財又は無形民俗文化財を保持する（保護する）者又は団体の経歴及び沿革
- 3 団体の場合は、その団体の構成員の氏名、住所、生年月日、性別及び芸名又は雅号を記載した構成員名簿

（表）

割印

群馬県登録無形文化財認定書

（記号番号）

（氏名・団体名 殿）

（芸名雅号等）

（生年月日）

上記を群馬県文化財保護条例第28条の2第3項の規定により
群馬県登録無形文化財 の保持者（保持団体）に認定し
たことを証する。

年 月 日

群馬県知事

印

(裏)

保持者・保持団体の氏名又は名称	
保持者・保持団体の住所 又は事務所の所在地	
交付・再交付又は変更の別	

変更事項	変更後の保持者・保持団体の氏名 又は住所等	変更の年月日

備考

次の場合には、群馬県文化財保護条例の規定により、認定書を添えて届け出なければならないこととなっています。

- 1 群馬県登録無形文化財の保持者又は保持団体が変更したとき。
- 2 群馬県登録無形文化財の保持者又は保持団体の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地等を変更したとき。

年 月 日

群馬県知事 へ

住所
届出者
氏名

保持者氏名等変更届

次のとおり群馬県登録無形文化財の保持者の氏名（住所・芸名・雅号）に変更があった（保持者が死亡した・保持者が心身の故障を生じた）ので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 変更内容
変更前氏名（住所・芸名・雅号）
変更後氏名（住所・芸名・雅号）

※死亡の場合

- 3 死亡した保持者の氏名及び住所

※心身の故障の場合

- 3 心身の故障を生じた保持者の氏名、住所及び故障の程度
- 4 変更（死亡・発生）の年月日

- 5 その他参考となる事項

添付書類

認定書（ただし、死亡又は心身の故障による届出の場合は除く。）

年 月 日

群馬県知事 あて

事務所の所在地
届出者
名称及び代表者氏名

保持団体名称等変更届

次のとおり群馬県登録無形文化財の保持団体の名称（事務所の所在地・代表者・構成員）に変更があった（が解散した）ので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 認定年月日及び認定書の記号番号
- 3 名称又は事務所の所在地の変更の場合
変更前名称（事務所の所在地）
変更後名称（事務所の所在地）
- 4 代表者の変更又は構成員の異動の場合
旧代表者又は構成員の氏名及び住所
新代表者又は構成員の氏名、住所及び経歴
- 5 解散の場合
保持団体の名称及び事務所の所在地
- 6 変更（解散）の年月日
- 7 変更（解散）の理由

添付書類

- 1 認定書（ただし、構成員の異動の場合は除く。）
- 2 構成員の異動の場合は、新構成員の芸名又は雅号、性別及び生年月日を記載した書類

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
申請者
氏 名

群馬県登録記念物登録申請書

次のとおり群馬県登録記念物（遺跡関係・名勝地関係・動物、植物及び地質鉱物関係）の登録を受けたいので申請します。

- 1 名称
- 2 所在地及び面積又は員数
- 3 所在地の所有関係の概要
- 4 内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け）
- 5 現状及び今後の保存・活用方法
- 6 その他参考となる事項

添付書類

- 1 記念物の最近の写真
- 2 位置図
- 3 所在する土地の所在、地番、地積及び占有者の住所、氏名又は名称並びに法人にあたってはその代表者氏名を記載した書類
- 4 所在する土地の登記所に備えられた地図の写し
- 5 所在する土地の登記簿謄本又は抄本
- 6 所有者及び権原に基づく占有者の同意書
- 7 記念物について紹介した論文、研究調査書、調査書、修理歴等の写し
- 8 その他参考となる資料

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
届出者
氏 名

土地の所在等異動届

次のとおり群馬県登録記念物の所在（地番・地目・地積）に異動があったので、届け出ます。

- 1 名称
- 2 登録年月日
- 3 異動等の理由
- 4 その他参考となる事項

5 異動明細

異 動 前					異 動 後				異 動 年 月 日
所在	地番	地目	地積	所 有 者	所在	地番	地目	所 有 者	

添付書類

地番及び地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写し